

**登録品目**

生活用品で現状使用可能なもの

**次のものは登録できません**

- ① 飲食物
- ② 貴金属、自動車、バイク、原動機付自転車
- ③ 化粧品、衛生用品
- ④ 仏壇など宗教に関するもの
- ⑤ 危険物、身体・環境に害を及ぼすもの
- ⑥ 生きもの
- ⑦ 各種金券、チケット類（テレホンカード、切手類を含む）
- ⑧ 骨董品、マニアック品（タレントグッズなどを含む）
- ⑨ 社会通念上及び法律に違反する物品（▷携帯電話など別途契約事項の生じる物▷盗品、偽ブランド、コピー商品など▷無断での持ち出し品、横流し品、預かり品など）
- ⑩ 医薬品、性的な商品
- ⑪ その他、不用品データバンク制度の趣旨にそぐわないもの

※違反があった場合は、登録データを取り消します。また、悪質な場合は参加資格を停止します。

● **町民課ごみ対策係**  
 ☎ 985-4117

- **登録方法**  
 家庭でまだ使えるのに不用品になったもの、眠っているものはありませんか。町は、「リサイクル」を進めるため、不用品の情報を登録し、必要な人に譲る「松前町不用品データバンク制度」を7月1日から始めます。
- **登録対象者**  
 町内在住で18歳以上の人  
 ※事業者はご遠慮ください。
- **登録期間**  
 登録月から3カ月後の月末まで。引き続き登録する場合は、改めて不用品登録カードを提出してください。

- **登録情報が見られる場所**  
 不用品登録カードに無料で提供できる不用品の品名、引き取り方法、品物の情報、氏名、住所、電話番号を記入して、町民課窓口へ提出するか、メールでごみ対策係 (141gomi@town.masaki.ahime.jp) へお送りください。写真も一緒に登録することができます。
- **登録カード配布場所**  
 ※登録いただいた個人情報常に開示されることを了承の上、登録してください。
- **登録情報が見られる場所**  
 町民課窓口、東・西・北公民館、町ホームページ

- **取引が成立したら**  
 登録者が、ごみ対策係に電話かメールでご連絡ください。  
 ※役場が関与するのは仲介だけです。取引が成立するまで、不用品は自宅で保管してください。商品に関するトラブルは、当事者同士で解決してください。
- **取引**  
 台帳を見た人↓登録者に直接電話して話し合ってください。  
 ホームページを見た人↓ごみ対策係にお電話ください。登録者の電話番号をお伝えするので、直接電話して話し合ってください。
- **町民課窓口、町ホームページ**  
 台帳には：品名、引き取り方法、品物の情報、名字、地区名、電話番号が掲載されます。  
 ホームページには：品名、引き取り方法、品物の情報が掲載されます。

『松前町不用品データバンク制度』  
 不用品の情報を登録し、必要な人に譲る



生ごみを庭で干して乾かし、減量している松前町ごみ減量対策委員の丸田力さん

皆さんの環境に対する意識をさらに高め、ごみ減量・省エネに努めてもらうきっかけづくりの一つとして、各家庭や各事業所などで日頃から独自に実践している取り組みを募集します。

- **応募資格**  
 町内在住か町内に勤務・通学している人
- **募集内容**  
 ごみの減量・省エネのために日頃から各家庭や各事業所などで取り組んでいること、工夫していることなど  
 (ごみの減量例)▷生ごみは絞って水気を切ってから、ご

みに出す▽マイバックを常に持ち、レジ袋をもらわない▽  
 (省エネ例)▷エアコンの温度設定を暖房は20℃、冷房は28℃にしている▽できるだけ公共交通機関や自転車を利用して▽「省エネナビ」エコワット」などでリアルタイムに電気使用量を確認できるようにしている▽など

- **応募方法**  
 応募用紙に氏名、住所、具体的な取り組み内容とその効果を記入し、窓口持参、電子メール、FAX または郵送で応募してください。応募用

紙は町民課窓口にあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

- **アイデアの紹介**  
 広報まさきやホームページなどへの掲載に利用させてもらうことがあります。
- **締め切り**  
 8月1日(月)(当日消印有効)
- **プレゼント**  
 応募者の中から抽選で、30人にエコバックをプレゼントします。
- **その他**  
 応募のあった取り組みを取材させてもらう場合もありますので、ご協力をお願いいたします。個人情報、ごみ減量・省エネに関する事務以外には使用しません。

● **応募先**  
 町民課ごみ対策係  
 (141gomi@town.masaki.ahime.jp)  
 町民課生活環境係  
 (142seikatsu@town.masaki.ahime.jp)  
 ☎ 985-4117  
 FAX 984-8951

廃テレビは正しくリサイクルしましょう



7月24日からテレビのアナログ放送が終了し、デジタル放送へ完全移行します。テレビを廃棄するときは正しく処理しましょう。また、テレビ以外の家電リサイクル法の対象となる家電製品も適正な処理をお願いします。

- **対象の家電製品** テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
- **処理方法** ①購入した販売店または買い替えをする販

- **搬入先** ▷四国西濃運輸(株)松山支店(東温市上村甲980番地) ☎990-1313 ▷金城産業(株)(松山市北吉田町349番地の1) ☎972-3303
- 詳しくは(財)家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp/>)へ。
- **町民課ごみ対策係** ☎985-4117

生ごみ処理容器の購入費を補助します

- **電気式**  
 (乾燥型) 電気加熱し続けて乾燥させて減量します。  
 (バイオ型) 保湿状態で微生物の活動により分解して減量します。
- **補助費** 購入費の1/2(限度額20,000円)
- **容器式**  
 (バケツタイプ) ボカシ(発酵促進剤)の働きで分解し、液体肥料をつくります。  
 (コンポスト) 屋外用で5~10センチくらい地中に埋めて使用します。容量は

200リットル(ドラム缶)くらいの大きさから半分以下の容量のものまでさまざまです。  
**補助費** 購入費の1/2(限度額3,600円)  
**補助金交付に必要なもの**  
 印鑑(シャチハタ不可)、納税証明書、65歳以上の場合は介護保険料納付証明書  
 \*購入証明書が必要ですので、購入前にお問い合わせいただくか、窓口にお越しください。



● **町民課ごみ対策係** ☎985-4117